

ソーシャルワーク実践の中核としてのケアマネジメント手法と 基底的視座としてのウェルビーイング概念

中 村 俊 也

0. はじめに

2000年4月1日から施行された介護保険法に伴い、新たに介護支援専門員（ケアマネージャー）という専門職が登場した。また、2005年10月31日に障害者自立支援法が成立し、ケアマネジメントを実施する者として相談支援従事者という名称も使用されるようになった。現在のわが国において、ケアマネジメントという言葉は、ソーシャルワークという言葉より、社会福祉を利用する人々においては耳にすることが多くなってきているように思える。

一方、ソーシャルワーク論の文脈においては、ケアマネジメント（あるいはケースマネジメント）の手法の位置づけに関して、共通のコンセンサスが存在していないようにも思える。以下2例を示す。

まず、きわめてスタンダードなテキストと思われる『社会福祉援助技術論Ⅰ－第3版』福祉士養成講座編集委員会編集、中央法規、2006において、その中で「社会福祉援助技術の体系と内容の構成」という表が掲げられている⁽¹⁾。その表では、ケースワーク、グループワークが直接援助技術としてまとめられ、コミュニティワークなどの地域・社会の開発・組織化・運営・調査に関するものを間接援助技術にまとめるといった伝統的な二分法が採用されている。その他としてケアマネジメントおよびネットワークは関連援助技術に分類され、周知的、補完的な「社会福祉援助技術を支援する援助技術」とであると説明されている。

また、翻訳書『地域福祉とケアマネジメント』M.ペイン著、杉本敏夫、清水隆則監訳、筒井書房、1998では、「ソーシャルワーカーの新しい役割」

という副題をわざわざつけているが、原題はSocial Work and Community Careのみであり、監訳者のあとがきで「わが国のソーシャルワーカーが直面している課題等を考慮して」付したという説明がなされている。この説明からは、ケアマネジメントはこれまでソーシャルワーカーが実践してこなかった手法だと監訳者がみなしているようにしか読み取れない。

筆者は、かつてケアマネジメント（ケースマネジメント）という概念が日本に紹介される以前、10年ほど社会福祉現場でソーシャルワーカーとして業務に従事した経験を有する者であるが、このような昨今のケアマネジメントをめぐる状況に違和感を覚える。それは、現在ではケアマネジメントの手法と定義されているものこそが、ソーシャルワークの中核をなすものであると当時すでに実感し、ささやかながら実践してきたという自負があるからに他ならない。

2009年4月1日より適用される新たな社会福祉士養成カリキュラムでは、「今後の社会福祉士に求められる役割として、

- ① 「福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割」、すなわち従来の直接援助技術の領域。
- ② 「地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割」、すなわち従来の間接援助技術の領域。

そして、

- ③ 「利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割」、すなわちケアマネジメント（ケースマネジメント）の領域

が明記されている。新カリキュラムには多々問題点も指摘されているが、ソーシャルワーカー（社会福祉士）専門職の社会において果たすべき役割を、

ジェネリックに位置づけた点では評価しようと筆者は考えるものである。

本論は、従来はソーシャルワーク実践の関連援助技術としてのみ位置付けられてきたケアマネジメントが、ソーシャルワーク実践の中核的かつ固有的な機能であることを論じる。そして、これまで、中核的技法とされてきたケースワークやコミュニティワークなどは、むしろケアマネジメントの要素として位置付け直し、ソーシャルワーク実践の諸類型を再構築することと試みるものである。

また、筆者は、1999年よりA. セン（Sen）の潜在能力（capabilities）によって定義されるウェルビーイング（well-being）概念によって、ソーシャルワーク実践体系の再構築を試みてきた²⁾。他の研究者もセンの理論に注目し研究成果を挙げていることは承知しているが、実践における実際的な指針を示せるほどには研究し尽くされていないように思われる。本論文は、センの提唱するウェルビーイング概念から出発しながら、エコロジカル・アプローチの理論を援用し、ソーシャルワーク実践の文脈に即して、この概念の拡大化を図り、ソーシャルワーク実践の際の基底的な視点を提唱する試みるものである。

1. ソーシャルワーク実践の果たすべき役割

現在のソーシャルワーク実践のスタンダードな規準は、IFSW「ソーシャルワークの定義（New Definition of Social Work）」（2000年）および「新倫理文書の提案（Proposal for a new Ethical Document）」（2004）年に示されているといえよう。IFSWの「ソーシャルワークの定義」における「定義」では「ソーシャルワーク専門職は、人間の福祉（well-being）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権（human rights）と社会正義（social justice）の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」（IFSW 日本調整団

体の定訳による。下線と括弧内の原語の補足は筆者による。以下同様)」と述べられている。

この「定義」に示されているソーシャルワーク実践の第一義的使命、中核をなす目的は、すべての人のウェルビーイングの増進であるが、そもそもウェルビーイングは日常語であり、この「定義」から厳密な概念規定を読み取ることはできない。暫定的にウェルビーイングの意味内容を「自らが望む善い生き方」と解釈するとしても、その実現ための介入方法、また要件は必ずしも明示的ではない。そこで、ウェルビーイング実現・増進にあたってソーシャルワーク実践において取り組むべき対象から、逆にそれらの概念によって志向されるものを浮き彫りにし、ソーシャルワーク実践の中核的かつ固有の目的および介入方法を図式化しておきたい。

この「定義」をうけた「解説」の項目では、「さまざまな形態をもって行われるソーシャルワークは、人びととその環境の間の多様で複雑な相互作用(transactions = 交互作用)⁽³⁾に働きかける。その使命は、すべての人びとが、彼らのもつ可能性を十分に発展させ、その生活を豊かなものにし、かつ、機能不全を防ぐことができるようにすることである。専門職としてのソーシャルワークが焦点を置くのは、問題解決と変革である。従ってこの意味で、ソーシャルワーカーは、社会においての、かつ、ソーシャルワーカーが支援する個人、家族、コミュニティの人びとの生活にとっての、変革をもたらす仲介者である。ソーシャルワークは、価値 (values)、理論 (theory)、および実践 (practice) が相互に関連しあうシステムである」と述べられている。さらに「価値」の項目では、「ソーシャルワークは人道主義と民主主義の理想から生まれ育ってきたのであって、その職業上の価値は、すべての人間が平等であること、価値ある存在であること、そして尊厳を有していることを認めて、これを尊重することに基盤を置いている。ソーシャルワーク実践は、1世紀余り前のその起源以来、人間のニーズを充足し、人間の潜在能力を開発することに焦点を置いてきた。人権と社会正義は、ソーシャルワークの活動に対し、これを動機づけ、正当化する根拠を与える。ソーシャル

ワーク専門職は、不利益を被っている人びとと連帯して、貧困を軽減することに努め、また、傷つきやすく抑圧されている人びとを解放（liberate）して社会的包含（ソーシャル・インクルージョン）を促進するよう努力する。ソーシャルワークの諸価値は、この専門職の、各国別ならびに国際的な倫理綱領として具体的に表現されている」と述べられている。

また、「実践」の項目では、「ソーシャルワークは、社会に存在する障壁、不平等および不公正（injustices）に働きかけて取り組む。そして、日常の個人的問題や社会的問題だけでなく、危機と緊急事態にも対応する。ソーシャルワークは、人と環境についての全体論的なとらえ方に焦点を合わせたさまざまな技能、技術、および活動を利用する。ソーシャルワークによる介入の範囲は、主として個人に焦点を置いた心理社会的プロセスから、社会政策、社会計画および社会開発への参画にまで及ぶ。この中には、人びとがコミュニティの中でサービスや社会資源を利用できるように援助する努力だけでなく、カウンセリング、臨床ソーシャルワーク、グループワーク、社会教育ワークおよび家族への援助や家族療法までも含まれる。ソーシャルワークの介入には、さらに、施設機関の運営、コミュニティ・オーガニゼーション、社会政策および経済開発に影響を及ぼす社会的・政治的活動に携わることも含まれる（後略）」と述べられている。

以下にソーシャルワーク実践の中核的かつ固有の目的および介入方法を図式化しておく。

ソーシャルワークの目的	ソーシャルワーク実践の目的を正当化する根拠	ソーシャルワーク実践の取り組むべき対象	ソーシャルワーク実践における介入方法
人間の福祉 (well-being) の 増進	人権	障壁	個人とその環境 の間の多様で複雑な 交互作用 (transactions) への介入
	社会正義	不平等	
		不正義	

この図式から考察すべき概念が明確になっていると思われる。①ソーシャ

ルワークの目的である増進すべき人間のウェルビーイング概念の精緻化。この課題は第4章で考察する。②ソーシャルワーク実践の目的を正当化する根拠として示された人権と社会正義という概念の分析。この課題は次の第2章で考察する。③ソーシャルワーク実践の取り組むべき対象を包括するソーシャルワーク実践の基盤的手法の再整理。この課題は第3章で考察する。④ソーシャルワーク実践における介入点である個人とその環境の間の交互作用概念の整理。この課題は第5章で考察する。

2. ソーシャルワーク実践における人権と社会正義

これまでの段階では、まだ人権と社会正義のソーシャルワーク実践における固有性を示したとはいえない。人権には第1世代の自由権として整理できるもの、第2世代の社会権として整理できるもの、諸説はあるが第3世代の人格権として整理できるもの（代表的な例として自己決定権）に分類される。

また、例えば、アリストテレスが『ニコマコス倫理学』で論じているように、正義には法を遵守すると言う意味での「一般的正義」と平等という意味での「特殊的正義」に大別される。「特殊的正義」は、さらに「配分（もしくは分配）的正義」、「匡正的正義」、「交換的正義」に分類される。

そこで、本章では2004年のIFSW総会における「新倫理文書の提案（Proposal for a new Ethical Document）」を検討分析する。

その「4.1.人権および人間の尊厳（Human Rights and Human Dignity）」では、「ソーシャルワークは、すべての人々について固有の価値と尊厳、そしてこれに付随する諸権利を尊重することを基盤にしている。ソーシャル・ワーカーは一人一人の身体的、心理的、情緒的、精神的保全（integrity）と安寧（well-being）を支持し守るべきである。このことは次のことを意味する：

1. 自己決定の権利を尊重すること — ソーシャル・ワーカーは、それが他者の権利および正当な利益を脅かさない限り、人々の価値観と人生の選択に関係なく、自分の選択および決定を下す人々の権利を尊重し促進するべ

きである。

2. 参加 (participation) する権利を促進すること — ソーシャルワーカーは、人々の生活に影響を与える決定や行動のあらゆる局面において、彼らが能力をつけられるような (empowered) 方法でサービスを利用する人々の完全な関与 (involvement) と参加を促進するべきである。
3. 全体として一人一人を処遇すること — ソーシャルワーカーは、家族、コミュニティ、社会および自然環境の中で、その人物全体に関わるべきであり、1人の人の生活の様相をすべて認識するように努力するべきである。
4. 長所 (strengths) を発見し伸展すること — ソーシャルワーカーはすべての個人、グループおよびコミュニティのもつ長所に注目するべきであり、そうすることでエンパワメントを促進するべきである (以上、日本ソーシャルワーカー協会訳に基づき一部を筆者が改訳、以下同様)」

と述べられている。

抑圧からの解放は自由権に関わり、貧困の軽減は生存権、結果としての平等に関わる。さらにソーシャルインクルージョンは、社会のあり方の決定に参加する権利である (参政権もその一つである)。ウェルビーイングが実現されるためには、これらの権利が保障されなくてはならないとすれば、「ウェルビーイング実現への権利」を想定することは、すなわち自由権、参政権、社会権 (とりわけて生存権と平等権) のすべてを含み込む権利を想定することとなる。自らが望むライフスタイルを構築し実現していく権利」や引用文の「個人の人権尊重を前提に自己実現の促進を目的」とする権利を、「ウェルビーイング実現への権利」と本論では呼んでおきたい⁽⁴⁾。

現代国家においては、自由権と社会権が相互補完的に人権を保障している。「ウェルビーイング実現への権利」という概念を設定したのも、自己の生活を自由に方向づけることを保障するとともに、その実現可能性が十分に保障されうる選択肢を各個人に平等に提供しうる社会のあり方が求められていると筆者が考えているからに他ならない。さらに社会正義についての考察へと進めていくこととする。

「新倫理文書の提案」の「4.2.社会正義 (Social Justice)」の項目では、「ソーシャルワーカーは、社会全般に関して、そして彼らが尽力する人々に関して、社会的正義を促進する責任をもつ。このことは次のことを意味する。

1. 否定の差別 (negative discrimination) に挑戦 (challenging) すること — ソーシャルワーカーは能力、年齢、文化、ジェンダーあるいは性別、婚姻の法的立場、社会的・経済的地位、政治信条、肌の色あるいは他の身体的特性、性的指向、精神的信念のような特性に基づいた否定の差別に対して挑戦する責任がある。
2. 多様性 (diversity) を認めること — ソーシャルワーカーは、個人、家族、グループおよびコミュニティの差異を考慮して、彼らが実践する社会の人種と文化的多様性を認識し尊重するべきである。
3. 資源を公平に分配すること (distributing resources equitably) — ソーシャルワーカーは、彼らの裁量に任されている (disposal) 資源が、ニーズに応じ、適正 (fairly) に分配されることを保証するべきである。
4. 不正な方策 (unjust policies) と実践に挑戦すること — ソーシャルワーカーは、人々が貧困な状態で生活しているところ、あるいは資源が不適切 (inadequate) なところ、あるいは資源の分配、政策、実践が不当に厳しい (oppressive) か、不公平 (unfair) か、有害なところでは、その状況を彼らの雇用者、方策決定者、政治家および一般大衆に注目させる責務がある。
5. 連帯して働くこと — ソーシャルワーカーは、社会的排除 (exclusion)、烙印付け (stigmatization)、あるいは征服 (subjugation) に寄与する社会状況に挑戦し、かつ包含的な (inclusive) 社会を目指して励む義務を持つ。

以上見てきたように、ソーシャルワーク実践の文脈で語られている社会正義は、形式的な平等（法の下での取り扱いにおける差別の解消と機会の均等）と、結果としての実質的な平等（貧困、失業の解消、資源の再分配）の双方を意味している。この両者の平等は、政治・経済・社会領域の相互関係の歴

史的に変化によって、合意されるバランスも変化する。しかし、ソーシャルワーカーは、結果として生じた貧困などの不平等について取り組む以上、結果としての平等に関心を払うことが自らのアイデンティティであることは確認しておきたい。したがって結果の不平等の是正としての分配的正義に、ソーシャルワーカーは関心を払う必要がある。福祉資源・サービス・情報へのアクセスを確保することがソーシャルワーカーの中心的使命だからである。さらに必要な福祉資源・サービス・情報が、適切ではない分配によって過不足を生じている場合の制度・施策の改善を促すことも、ソーシャルワーカーの中心的使命である。このような分配的正義が自由、平等、共生にもとづき達成される条件、また何をどのような基準で分配するべきかを検討していくことが必要である。さらに、ソーシャルワーク実践において、現実分配的正義がどこまで促進することが可能なのかも検討されなければならない。

以上、上記の2つの文書が示しているソーシャルワーク実践の構造を、目的、目的を正当化する根拠、取り組むべき対象の3つの要素によって整理しておく。

ソーシャルワーク実践の目的	ソーシャルワーク実践の目的を正当化する根拠	ソーシャルワーク実践の取り組むべき対象
ウェルビーイングの実現ならびに増進	人権＝ウェルビーイング実現可能性および手段を保障される権利	・ 自己決定権の尊重。アドボカシー ・ 自らと自らの環境に関する決定への参加保障。エンパワメント。 ・ 個別性の尊重。 ・ 医学的視点からストレングス視点への転換。
	社会正義＝ウェルビーイング実現可能性およびその手段をすべての構成員に配分する社会システム	・ 自由＝不当な差別や抑圧からの解放。多様性の尊重 ・ 平等＝ウェルビーイング実現可能性および手段を平等化する社会資源などの分配。 ・ 共生＝インクルーシブな社会と構成員の連帯の実現。

3. ケアマネジメントの定義と構成要素

まず、ケアマネジメントの定義を提示しておく。諸説はあるが、本論では主に英国で用いられるケアマネジメントと主に米国で用いられるケースマネジメントは同義として取り扱うこととする。日本においては、米国の研究者の翻訳書が大多数を占めており、結果としてケースマネジメントを含むタイトルの方が圧倒的に多い。

日本にいち早くケースマネジメントの概念を紹介したのは白澤政和である。白澤によればケースマネジメントの定義は「対称者の社会生活上で複数のニーズを充足させるため適切な社会資源と結びつける手続きの総体」であるとしているが、この定義はソーシャルケースワークの概念と同一で、何の説明にもなっていない。⁽⁵⁾

最もよくケースマネジメントの本質をとらえた定義として、D. P. マクスリー (Moxley, 1989) の定義があげられる⁽⁶⁾。まず「ケースマネジメントの考え方は、対人サービスの多くの分野で明らかになった生態学的な規範(パラダイム)と矛盾しない(Whittaker, Schinke, & Gilchrist, 1986)。この規範は、人々が互いにその環境であるという文脈で相互に理解したいというニーズを強調している(Bronfenbrenner, 1979; Germain & Gitterman, 1980)」(下線は筆者による。以下同様)としている。

そして、以下の定義を提唱する。「ケースマネジメントは、対人サービスや機会や給付の調整を促進するための、利用者の立場に立つ方法である、と定義できる。ケースマネジメントの主要な効果は、(1)機関の範囲を超えたサービスを統合すること (Goldstein, 1981) と、(2)ケアの継続性を達成すること (Johnson & Rubin, 1983) である」。

この下線部をさらに以下のように解説している。

- ① 「『利用者の立場 (client-level)』とは、ケースマネジャーが特定の個人や集団のために働くということを意味している。人は独自の幅のニーズをもつ独自の個人である。加えてケースマネジャーは、利用者のニーズを見定めて、その人(あるいは身近な他者)とともに仕事する。そのた

め、利用者とケースマネジャーとによってねらいが定められたサービスは、利用者のニーズによって個別化されている」。このことは利用者の個別性を尊重する直接的援助（ケースワーク・グループワーク）がなされていなくてはならないことを示している。

- ② 「『サービスの調整 (coordination of services)』とは、諸機関が互いに矛盾したり、とって代わるかもしれない、異なった目標を定めるのではなく、むしろ、利用者の目標に近いひとそろいの援助 (package) を求めて、各種のサービスや各機関を動員することを意味している。支援ネットワークの主要な役者が、利用者のケアに関して互いに同意し、同じ方向に動きだす時に、サービスが『調整された』といえる。ケースマネジメントの結果、サービスや機関はともに調和して働き、食い違いがないように働くであろう (Goldstein, 1981)」。このことは利用者を支援するネットワーク形成（ソーシャルサポートネットワーキング）がなされていなくてはならないことを示している。
- ③ 「『統合 (integration)』とは、異なった組織の後援のもとで提供された諸サービスが利用可能にまとまるよう、ケースマネジャーが実現に努めることを意味する (Goldstein, 1981)。これは主に、単一の計画に向けて多くのサービスを蓄積することをとおして達成される」。このことはサービス計画・運営改善（ソーシャルウェルフェアプランニングおよびソーシャルウェルフェアアドミニストレーション）が図られていなくてはならないことを示している。
- ④ 「『ケアの継続性 (continuity of care)』とは機関を超えることと一貫性という2つの側面をもっている。Test (1979) によると、『機関を超える (cross-sectional)』ケアの継続性とは、その人の処遇のいかなる時点においても、その人のニーズにあった包括的なケア体制の中に、その人をおくことである。Test (1979) による『一貫性のある (longitudinal)』ケアの継続性とは、その人のニーズの充足が時間的に継続することを意味している」。このことは利用者に対する支援が空間

的連続性（例えば介護老人保健施設から在宅生活に移行する場合）と時間的連続性（例えば在宅高齢者の心身機能の変化に付随して本人の望むライフスタイルが変化する場合）を持ってなされていなくてはならないことを示している。

以上、考察したことを本論の「はじめに」で紹介した『社会福祉援助技術論Ⅰ』第3版、の「社会福祉援助技術の体系と内容の構成」表を、筆者なりに整理しなおし図示しておく。

ソーシャルワーク実践の中核的技法	ケアマネジメントを支える技法	働きかける対象とキーワード
ケアマネジメント	・ ケースワーク・グループワーク（従来の直接的援助領域）	個人・集団＝エンパワメント・アドボカシー
	・ コミュニティワーク・ソーシャルアクション・ソーシャルワークリサーチ（従来の間接的援助領域）	地域・社会＝ソーシャルインクルージョン
	・ ソーシャルサポートネットワーク・ソーシャルウェルフェアアドミニストレーション・ソーシャルプランニング	個人・集団と地域・社会との交互作用＝ウェルビーイング

4. A. センのウェルビーイング概念

あらためてウェルビーイングとしての福祉という概念を、A. センの理論に依拠し明確化しておく⁽⁷⁾。センは、このウェルビーイングを、「基本的潜在能力（basic capabilities）」という概念装置によって、定義している。「基本的潜在能力」は、以下の変換プロセスを経て導出される。諸個人の財の所有（ownership of commodities）→財の持つ様々な特性（characteristics of goods）→財の特性により、その個人がなしうる行為、あるいは個人がなりうる状態、すなわち「諸機能（functionings）」→なしうることを限定する個人的・社会的要因、たとえば経済的条件、すなわち所得。さらに個人が属している社会・国の状況など→これらの限定的諸条件を伴う環境において、その個人が選択しうるすべての「機能」の集合（組み合わせ）、すなわち「基本的潜在能力」。

センの定義に準拠すれば、個人にとってのウェルビーイングは、個人が望む多様なライフスタイルを、「基本的潜在能力」に基づいた自己決定によって達成すること、また達成する機会が「潜在」していることである。このような文脈においては、「基本的潜在能力」という訳語は、身体的活動・動作能力や知的判断能力を個人レベルで問題にする「能力 (ability)」を連想させる危険性を孕んでいる。そのことに関しては次章で再度取り上げることとしたい。

従来の社会福祉に対する「効用」データのみに依拠する従来の経済学のアプローチは、以下の点で、「貧困な理論」であると、センは主張する。それは

- ① 個人の「感情的な態度 (mental attitude)」に全面的に基礎を置くことによって、「物理的条件の無視 (physical-condition neglect)」がなされていること、
- ② 個人の「自らの評価作業 (valuational exercise)」、すなわち、その個人にとって、どのような人生が生きるに値するかを考える知的活動への直接的な言及を避けることによって、「評価の無視 (valuation neglect)」がなされていること

である。センは「物理的条件」や生き方の「評価」を、ウェルビーイングに関わる重要なファクターと捉えているのである。

また、「潜在能力アプローチ」は自己決定する際の、「自由」度の指標として用いることができる。したがって、社会全体の目的を「自由」度の向上と設定した場合に、個人の「自由」への権利を拡大するものとなる。新自由主義者が、その論拠として指摘した、社会福祉・社会保障制度が、個人の国家への「依存」を生じさせるというアポリアに対しては、「依存」を生じさせているのは、従来の社会福祉・社会保障制度のあり方であり、個人の「自由」や「自立」を向上させるような社会福祉・社会保障制度のシステム設計がなされてこなかったことによるという回答が可能となる。また、社会福祉・社会保障制度が、一部の対象者への「特権」を生じさせるという指摘に対して

も、ウェルビーイングの向上を目的とする「普遍的」な対象者に対する社会福祉・社会保障制度のシステム設計により解決不可能ではないといえる。

筆者は、「潜在能力アプローチ」には、ウェルビーイング実現の権利保障という理念が、現実には福祉の前進であるための条件が、包括的に示されていると考える。以下、この条件を列記する。

- ① 「潜在能力集合」が、個人の福祉を実現する「自由度」を表現していると考えられる。しかし、単に選択肢の数が増加することと、ウェルビーイングを実現する「自由」度が増大することとは混同してはならない。その個人の「評価」に値する生き方を実現する選択肢がシステムとして存在し、積極的な決定ができることに「自由」の意味がある。したがって「自由」は単に形式的なものに留まらず、各個人の判断基準が考慮されたものでなければならない。
- ② また「自由」は、個人の「評価」する「善き生き方」が実現できることであると考えられる。ウェルビーイングとしての福祉は、実質的平等を志向し、普遍的「自由」を志向する制度・政策・実践の総体である。
- ③ 福祉制度の有効性の評価は、客観的指標による「物理的条件」データと、主観的指標による「評価」データの両面からなされる必要がある。なぜなら、主観的「評価」は、その個人の置かれている諸条件により大きな差異が存在することが予測され、その補正を客観的データによって行なう必要があるからである。

ウェルビーイングとしての福祉にとって、最も重要なのは、福祉の利用者のウェルビーイングに対して、実際に供給された「福祉サービス」が、どの程度まで寄与したかという観点からの「福祉サービスの質の評価」を、誰が、どのような手続きで具体的にを行うかというシステム設計であるといえよう。なぜなら、この「福祉サービスの質の評価」こそが、「自己決定・自己選択」の「自由」が保障されているか、また「自己決定・自己選択」の「公正」・「平等」が保障されているかの指標となるからである。そして、ウェルビーイング実現のための各福祉サービスが、個人を取り巻く環境として有効に応答してい

るかが、ソーシャルワーク実践の最大の関心事となる。この環境整備が本来の意味でのケアマネジメントであり、応答的な環境が存在しない場合に、その創出を図るのがソーシャルアクションである。

しかしながら、「はじめに」で述べているように、センの提唱するウェルビーイング概念がソーシャルワーク実践の文脈に即して展開できそうであるにもかかわらず、展開し切れていないのが現状と考える。その要因は

- ① ソーシャルワークはミクロ概念からメゾ概念、マクロ概念まで包括するものであるが、ミクロ概念であるセンのウェルビーイング視点をメゾ、マクロの領域に連続的に拡張する具体的手法が確立されていないこと。
 - ② ウェルビーイング概念が、特定時点での静的モデルであり、現時点のみで評価される構造となっており、個人のライフコースにおける未来への希望、過去の解釈・評価が包摂されていないこと。そして
 - ③ 空間・時間系列における交互作用が組み込まれていないこと、
- にあると考える。その克服のための手ぐりや次章では取り扱う。

5. エコロジカル・アプローチと交互作用

本章では、生態学的視点 (ecological perspective) に基づく「生活モデル (life model)」概念を考察する。「生活モデル」は、第1章で既に整理したようIFSW「ソーシャルワークの定義」の基調をなしており、現在のソーシャルワーク論のスタンダードになっている。また、ICIDHからICFへの移行に際しても、「医学モデル」から「生活モデル」へ視点が移り、障害の概念が再定義されている。この「生活モデル」について考察するにあたって、その対象とするのは、C. B. ジャーメイン (Germain) とA. ギッターマン (Gitterman) の論考である⁽⁸⁾。

まず、「生活モデル」においては、人間の生存のために必要な資源を提供するものの総体が、環境と定義される。環境は、重層的システム構造をなしており、インフォーマルな人間環境を始め、フォーマルな、あるいは制度化された社会環境や、人工的・自然的な物理的な環境までも、考慮の対象とな

る。ただし、筆者は、環境が個人に提供する資源は、生態学的メタファーに忠実な、直接的に生存に関する領域に限定する必要はないと考えている。むしろ、個人が望ましいと思う生き方の構想を実現し、ウェルビーイングを実現するための資源を提供するものとして、環境を捉えていきたいと思っている。前者の限定的な意味における環境を「生存環境」と表現し、後者の拡張された環境を「福祉環境」と表現してはどうか。もちろん、「福祉環境」は「生存環境」を内包し、「生存環境」を基盤とするものである。

「生活モデル」は、人と環境との間に働く作用を、環境が個人に影響を与える側面を強調する静的な「相互作用 (interaction)」と捉える観点を採らない。このような観点においては、環境は個人にとって所与のものであり、変容を被らない。個人は、所与の環境に「適応 (adjustment)」することによって生存が可能となる。したがって、個人に生じる問題は、個人の環境に対する「適応」が十分でないことに、主な原因があると認識されることになる。これに対して、「生活モデル」では、人と環境との間に働く作用を、両者が相互に影響を与えあい、時系列上で両者とも変容していく動的な「交互作用 (transaction)」と捉える。個人に生じた問題は、個人と環境の境界面 (interface) における両者の「適合 (adaptation)」が不十分な状態から派生すると理解する。すなわち、問題発生を理解にあたっては、個人と環境の両側面から分析されなければならない。

環境が個人の生存のため必要とする資源を提供しうる状態にあるかどうかを、個人に対する環境の「応答性 (responsiveness)」という概念で表現する。環境が「応答性」に欠けたものであれば、人と環境の間の「適合」は生じない。一方、個人が環境からのストレスにさらされた際、それに対する「対処能力 (coping capacity)」が十分でない場合、やはり人と環境の「適合」は生じない。ただし、この「対処能力」が、「生活モデル」での中核的な能力概念であるが、これを個人レベルの属性と規定してしまうと、前節まで考察した「能力」概念と大差ないものとなる。「対処能力」は、「応答」的な環境下では発揮され、非「応答」的な環境下では阻害されるという「生活モデ

ル」の視点は、看過してはならない極めて重要なものであり、能力概念を個人と環境の関係性において規定していく視点を提供するものと、筆者は考える。

「生活モデル」では、「対処能力」を支える下位概念として「関係性 (relatedness)」、「コンピタンス (competence)」、「自律性 (autonomy)」、「自尊感情 (self-esteem)」を挙げている。ここでは、「関係性」と「コンピタンス」についてのみ吟味する。

「関係性」は、他者などの環境との「相互依存性 (interdependence)」を認識し、「共存 (living together)」していくことを志向する感覚である。この概念は、自然環境を破壊してきた社会のあり方に対してだけでなく、分断された個人の競争に基づく社会のあり方や、「排除」の理論への明確なアンチテーゼであると筆者は考える。社会福祉のコンテクストで表現するならば、選別・隔離的発想に基づく社会福祉のあり方から、ソーシャルインクルージョン理念に基づく社会福祉への移行を根拠づけるものである。

「コンピタンス (competence)」は、環境に働きかけ、自己のニーズを満たすために必要な能力である。先述したように、非「応答」的で閉鎖された特殊な環境においては、この能力の獲得機会が乏しいことに留意する必要がある。環境に働きかけ、自己のニーズを満たす手段は様々であっても、制限を受けない自己の生の構想に基づいた自発的行動によって得られる社会生活体験によって修得されていくものであると、筆者は考える。

以上これまでに考察してきたところを整理しておく。「生活モデル」においては、中核的能力概念は、環境の個人に対する「応答性」を変数として導出される個人の環境に対する「対処能力」であり、関係性・コンピタンス・自律性・自尊感情といった下位概念から構成されている。能力を評価することは、個人と可変的で「交互作用」的な環境との間の「適合」度を測定することであり、この評価は、個人に対してだけでなく、環境に対しても行われるものであり、ソーシャルワークにおける、個人と環境の境界面への適合のための介入度、介入手段の特定がなされる。このモデルでは、能力概念は個

人と環境の境界面の状況表現へと移行している。

と同時に、これらの諸環境が個人のウェルビーイング実現のためのニーズに応答することによって、諸環境そのものも変容するという視点が重要である。諸環境が、一方向的に個人を支えるという図式を描くだけでは不十分なのであって、個人が環境に与える作用を把握しておく必要がある。このような視点に立てば、既存の環境が提供しうる、あらかじめ限定された社会資源を、いかに個々人に分配するかという議論のみに拘泥する必要はなくなる。環境を可変的なものとして捉えれば、環境の「応答性」を増大させることによって、提供しうる社会資源の質や量を高めることが可能であり、ケアマネジメントの意義だからである。

6. おわりにーウェルビーイング概念の内包としてのWell-belonging概念およびウェルビーイング概念の外延としてのWell-becoming概念ー

人は本質的に共同体の中で生きる存在である。したがって個人のウェルビーイング実現可能性という問題は、共同体全成員のウェルビーイング実現可能性を相互に支援するような共同体をいかに構築するかという問題が内包されている。そこで、個人のウェルビーイング実現を目指す生の営みに対しての環境の「応答性」をwell-belonging概念と定義し、well-belongingの指標と定義してみたい。環境の応答性は、諸資源の絶対量だけで判断することはできない。まず、各個人の望ましいと構想する生き方の実現に必要な資源の特定と必要量が考慮される必要がある。また、例えば同じ生き方の構想を持っている個人間で比較した場合、個人の置かれている状況によって、より多くの資源を必要とする場合も想定される。したがって、個人の評価、すなわち望む生き方の構想と、その個人の置かれている環境的限定条件の2つのパラメーターが、応答性を評価する際に、組み込まれている必要がある。

さらに、環境の応答性が、①顕在化している、②潜在している、③存在していないという3つの状況が想定される。また、ある個人が、環境が提供する①資源から排除・隔離されていないか、②資源の利用に際して制限を受け

ていないか、③資源を利用する機会が開かれているか、④資源を有効に利用しうるかも、評価すべき項目となる。

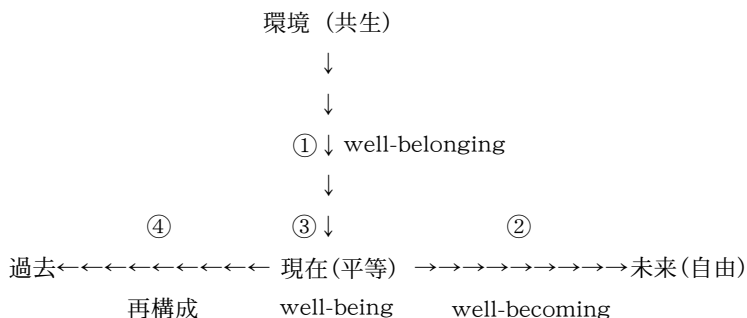
これらの項目の評価によって、現在から未来に向けて、その個人のウェルビーイング実現の可能性を示すことができる。そして、「交互作用」によって要請されてくる問題点の改善や、弾力的な運営などによって、社会福祉関連諸制度を「福祉環境」の中心的制度として、福祉利用者への「応答性」を高めるようなものとしていくことが、これからの日本におけるソーシャルワーク実践の大きな目的の一つだと筆者は考える。

また、人は本質的に時間の流れの中で生きる存在であり、人は自らの生を意味ある連関として認識したいと欲し、また意味ある連関であるようかい解釈しようとする。そこで現在の状態を表現するウェルビーイング概念を未来に向けて外延した概念を Well-becoming（あえて日常語を使用すれば希望）概念と定義しておきたい。希望を持てる時、現状への評価、すなわちウェルビーイングは向上し、希望を持ってない時、現状への評価、ウェルビーイングはさらに低下する。さらに、通常は変えようがないと思われている過去への解釈・評価も、現在の状況への評価に連動し常に変動するのである。言い換えるなら、過去は常に現在によって再構造化されている。

自然科学的常識視点で考えれば、過去が原因で現在が結果である。そして未来は現在の内に潜在し、現在が原因となって未来が結果である。Well-becoming 概念に立つ視点で考えれば、過去、現在、未来は単線的な因果関係にあるのではなく、相互規定的である。過去への評価は、現在その個人が評価に値する生き方を実現する選択肢を自由かつ積極的に選択する機会が保障されていたかによる。現在への評価は、その個人のウェルビーイング実現を目指す生の営みに対しての環境が応答しているかによる。未来への評価は、現在にいたるまで実現できなかったウェルビーイング、もしくは過去には存在したが現在は喪失してしまったウェルビーイングが、未来において実現できる期待が持てるかによる。しかしながら、未来は死によって終わりを迎える。その瞬間に、自らの生を意味あるものであったかの肯定的評価しう

るかが問われる。

以下これまで考察した事柄を視覚化しておきたい。まだ考察が不十分な点、論理展開が飛躍し過ぎている点が、多々あることは筆者も十分承知している。今後さらに研究すべき課題としていきたい。



- ① ソーシャルワーク実践による環境の応答性の向上。
- ② ソーシャルワーク実践による個人の未来に向けたウェルビーイング増進・達成への期待の向上。
- ③ ソーシャルワーク実践①、②の結果として個人の現在の状況への評価の向上。
- ④ ③の結果として個人の過去への解釈、評価の再構造化。

注

- (1) 作成者は太田義弘。
- (2) その試みの暫定的な報告として、中村俊也 (2000)、「福祉 (well-being) 概念における『自己決定の尊重』理念の検討」、『社会関係研究』第7巻第1号、熊本学園大学社会関係学会。
- (3) 定訳ではtransactionを相互作用となっているが、第5章で論じるように、時間的展開を含まない静的なものとしてinteractionを相互作用と訳し、両者が相互に影響を与えあい、時系列上で両者とも変容し

ていく動的なものとしてtransactionを交互作用と訳すべきだと筆者は考えている。

- (4) 「ウェルビーイング実現への権利」という用語は、筆者の造語であり、憲法第13条の幸福追求権とは同一ではない。「ウェルビーイング実現への権利」という造語を用いる理由は、憲法第25条と憲法第13条、そして法の下での平等を謳っている憲法第14条などの関連する条文も含めた総体としての個人の「積極的」な権利として捉えていきたいが故である。それゆえ、ソーシャルワーク実践あるいは社会福祉において憲法第25条と第13条と、どちらがより基底的かといった考察を試みる意図はない。筆者の関心は「ウェルビーイング実現への権利」を尊重し促進することを目指した総合的でかつ整合的な社会福祉施策、制度の設計はいかになされるべきか、具体的な整備をどう推進していくべきなのかにあり、その具現化のためにソーシャルワーク実践の果たすべき役割にある。
- (5) 白澤 (1992)。なお白澤 (2002) においても、ケアマネジメントの定義として同じ定義を採用していることに対して、筆者としては10年間にわたる他の研究者の成果に目配りしていないとしか思えない。
- (6) Moxley (1989)。
- (7) Sen (1985)。
- (8) Germain (1979)、Gitterman (1996)。なお、「生活モデル」を紹介し、考察した基本的論文として小島蓉子 (1992) 小松源助 (1993) を参照されたい。

参考文献

- Aristoteles, “Ethica Nicomachea” (邦訳『ニコマコス倫理学』アリストテレス、高田三郎訳、岩波書店、(上) 1971、(下) 1973)
- Germain C. B. (1979), ‘Ecology and Social Work’, in Social Work Practice-People and Environments-edited by C. B. Germain,

Columbia University Press, 1979

Gitterman A (1996), 'Life Model Theory and Social Work Treatment' ,
in Social Work Treatment edited by F. J. Turner, 4 th edition (邦訳
「ライフモデル理論」小高恵子訳, 所収『ソーシャルワーク・トリートメ
ント』米本秀仁監訳, 中央法規, 1999)

Moxley D. P (1989) "The Practice of Case Management" Sage
Publications, Inc, 1989 (邦訳『ケースマネジメント入門』野中猛, 加
瀬裕子監訳, 中央法規, 1994)

Payne M (1995), 'Social Work and Community Care' , Palgrave,
1995 (邦訳『地域福祉とケアマネジメント』杉本敏夫, 清水隆則監訳,
筒井書房, 1998)

Sen A. (1977), "Rational Fools", 所収 "Choice, Welfare and Measurement",
Basil Blackwell, 1982 (邦訳「合理的な愚か者」大庭健訳, 所収『合理
的な愚か者』大庭健他訳, 勁草書房, 1989)

Sen A. (1980), "Equality of What ?", 所収 "Choice, Welfare and
Measurement", Basil Blackwell, 1982 (邦訳「何の平等か？」川本隆
史訳, 所収『合理的な愚か者』大庭健他訳, 勁草書房, 1989)

Sen A. (1985), "Commodities and Capabilities", North-Holland, 1985
(邦訳『福祉の経済学』鈴木興太郎訳, 岩波書店, 1988)

Sen A. (1992), "Inequality Reexamined", Oxford University Press,
1992 (邦訳『不平等の再検討』池本幸生他訳, 岩波書店, 1999)

秋山智久 (2000), 『社会福祉実践論』, ミネルヴァ書房。

秋山智久他著 (2004), 『人間福祉の哲学』, ミネルヴァ書房。

池上淳 (1990), 「A. セン潜在能力の経済学とケインズ革命」, 所収「経
済論叢第146巻-1号」, 京都大学。

入不二基義 (2002), 『時間は実在するか』講談社現代新書。

岩田靖夫 (2008), 『いま哲学とはなにか』, 岩波新書。

河野正輝 (1991), 『社会福祉の権利構造』, 有斐閣。

- 川本隆史 (1995), 『現代倫理学の冒険－社会理論のネットワークングへ－』, 創文社。
- 川本隆史 (1999), 「経済学の良心あるいは良心の経済学」, 所収「経済セミナー'99, ③」, 日本評論社。
- 小島蓉子 (1992), 「実践における生態学とは何か」, 所収『エコロジカルソーシャルワーカーカレル・ジャーメイン名論文集』小島蓉子編訳, 学苑社。
- 小松源助 (1993), 「社会福祉実践におけるパラダイム転換の動向－生態-システム論的視点を中心にして－」, 所収『ソーシャルワーク理論の歴史と展開』, 川島書店。
- 白澤政和 (1992), 『ケースマネジメントの理論と実際－「生活」を支える援助システム－』, 中央法規。
- 白澤政和 (2002), 『福祉キーワードシリーズ ケアマネジメント』, 中央法規, 2002
- 塩野谷祐一 (1984), 『価値理念の構造－効用対権利』, 東洋経済新報社。
- 塩野谷祐一 (1997), 「社会保障と道徳原理」, 所収「社会保障研究spring, '97」, 国立社会保障・人口問題研究所編。
- 社会保障研究所 (1995) 編, 『社会保障論の新潮流』, 有斐閣。
- 佐藤豊道 (2001), 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究－人間：環境：時間：空間の交互作用』, 川島書店。
- 鈴村興太郎 (1999a), 「厚生経済学と福祉国家」, 所収「社会保障研究summer, '99」, 国立社会保障・人口問題研究所編。
- 鈴村興太郎 (1999b), 「厚生経済学から福祉の経済学へ」, 所収「経済セミナー'99, ③」, 日本評論社。
- 関家新助 (1997), 「社会福祉の哲学・倫理思想－序論」, 所収「日本社会事業大学研究紀要 (第44巻)」。
- 浦滝静雄 (1976), 『時間－その哲学的考察－』, 岩波新書, 1976。

- 中村秀吉 (1980), 『時間のパラドックスー哲学と科学の間ー』, 中公新書。
- 吉川英治 (1995), 「潜在アプローチからみた社会保障の概念」, 所収「彦根論叢 (第292号)」。

**Care management methods as the core of social work practice:
The concept of well-being as the fundamental viewpoint of the social
work practice.**

NAKAMURA Syunya

This paper begins a discussion on care management methods, a notion which has been conventionally placed only as a support method of social work practice, but which I will argue is inherent function of social work practice and at the core of any conception of social work. In order to attempt a restructuring of social work, many have argued that casework or community work should be considered to be the core of the social work practice, with care management methods relegated as a single element of the care management.

To place care management methods at the core of social work practice, the author argues for a restructuring of social work practice system around the concept of well-being as defined thru A. Sen's 'capability approach'. While other researchers have paid some attention to the work of Sen, I will argue that his work has not been studied in sufficient depth and used to form practical guidelines. This paper attempts to propose just such a framework and by basing this on Sen's work and using as a starting point Sen's concept of well-being and extend this concept within the context of social work practice.